

【参考】用語の定義

凡例

【法】…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

【事態対処法】…武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

あ

●NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）（⇒（CBRNE（シーバーン））

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のことをいう。

●NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のことをいう。

それぞれの頭文字だけを取って使用される場合もある（ex：C災害、B攻撃）。

●Em-Net（エム・ネット）⇒●緊急情報ネットワークシステム

か

●基本指針 【法第32条第1項】

政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された（最終改正 平成29年12月19日）。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

●救援

都道府県知事又は政令指定都市市長が、国民保護計画で定めるところにより、区域内の避難住民や武力攻撃災害等の被災者に対して、衣食住等を確保するために行う措置のことをいう。具体的には、国民保護法第75条第1項に列挙されている避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出、などである。

●緊急情報ネットワークシステム（＝●Em-Net（エム・ネット））

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、国（官邸）と地方公共団体との間で緊急情報の通信（双方向）を行う仕組みであり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

●緊急対処事態 【事態対処法第25条】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。基本指針においては、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類として、それぞれ2つの類型が挙げられている。（本編7ページ参照）

●緊急対処事態対策本部 【法第183条】

緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態において、内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部を設置すべき

地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。その他、国民保護対策本部に関する規定が準用される。

●緊急処理事態対処方針 【事態対処法第25条】

緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のことをいう。

緊急処理事態対処方針が定められて、初めて緊急処理事態の発生が認定され、都道府県緊急処理事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村が決定される。

●緊急対処保護措置 【法第178条】

緊急処理事態において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に係る措置のこと。市町村においては、法第178条に措置義務が定められている。具体的な措置の内容は、国民保護措置に準じる。

●緊急通報 【法第99条】

武力攻撃災害や緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県知事が、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民の保護に関する計画で定めるところにより、発令するものをいう。緊急通報の内容は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の現状及び予測、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

次に掲げる警報との違いは、発令主体が警報では国の対策本部長（内閣総理大臣）であるのに対し、緊急通報は都道府県知事であること、警報が比較的広範囲の地域を対象とし、場合により地域を特定せず発令されることもあるのに対し、緊急通報は限定された地域を対象としている、といった点である。

一方、住民等への伝達や、放送事業者による放送などは、警報の規定が準用される。

●警報 【法第44条】

国の対策本部長（内閣総理大臣）が、武力攻撃災害や緊急処理事態における災害から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより発令するものをいう。警報の内容は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の現状及び予測、攻撃が迫り又は攻撃が発生したと認められる地域、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

警報は、直ちに指定公共機関や都道府県知事、市町村長などに通知され、市町村長は、サイレンや防災行政無線等の手段を活用して、速やかに住民等へ伝達することとされている。また、指定公共機関等の指定を受けている放送事業者は、すみやかに警報の内容を放送することとされている。

●現地対策本部 【法第28条第8項、千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急処理事態対策本部条例第5条】

都道府県知事又は市町村長は、それぞれの国民保護計画の定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に現地対策本部を設けることができる。本市対策本部条例では、市対策本部の副本部長、本部員その他の職員の中から市本部長が指名する者をもって、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員に充てる、とされている。

●現地調整所

本計画の定めるところにより、市長は、武力攻撃災害や緊急処理事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに、現地調整所を設置することができる。

●国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

●国民保護協議会 【法第39条、第40条】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。市町村国民保護協議会においては、市町村長をもって会長とし、委員は、法第40条第4項各号に掲げる者のうちから市町村長が任命することとされている。

●国民保護計画 【法第33条～第35条】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、それぞれの国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関の計画は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

●国民保護業務計画 【法第36条】

指定公共機関が基本指針に基づき又は指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき作成する計画。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。

●国民保護措置 【法第16条】

武力攻撃事態等において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

市町村の実施する国民保護措置については、法第16条第1項において、以下の措置が掲げられている。

- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

●国民保護対策本部 【法第25条～第31条】

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。市町村国民保護対策本部においては、市町村長をもって対策本部長とし、法第28条第4項各号に掲げる者をもって本部員とする。所掌事務は、

市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務とされている。

さ

●CBRNE（シーバーン）（⇒NBC（エヌ・ビー・シー）攻撃・NBC災害）

NBC（攻撃・災害・兵器）から派生した概念。NBCに加え放射性物質（Radiological）、爆発物（Explosive）を合わせた頭字語。用語の使い方はNBC攻撃・災害と変わらない。

●J-ALERT（ジェイ・アラート）⇒●全国瞬時警報システム

●事態認定

武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、又は、緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。

●指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、平成29年4月現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁が指定されている。（事態対処法施行令第1条（平成29年政令第40号））

●指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

平成30年4月現在、151機関が指定されている。（事態対処法施行令第3条（平成29年政令第40号）、平成30年4月1日内閣総理大臣公示）

●指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。平成29年4月現在、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。（事態対処法施行令第2条（平成29年政令第40号））

●指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

千葉県では平成31年1月現在、31事業者を指定している。（平成31年千葉県告示第32号）

●事態対処法 ⇒ ●武力攻撃事態対処法

●生活関連等施設 【法第102条】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

●赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。同議定書において、医療要員、医療組織等が赤十字標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（赤十字標章法）にて、赤十字標章の濫用禁止が定められている。一方、国民保護法第157条では、濫用禁止の解除規定として、指定行政機関の長、都道府県知事又は政令指定都市市長が医療関係者等に対して赤十字標章を交付し使用させることができる旨、定めている。

●石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法第31条に基づき作成される計画。千葉県においては、東京湾岸の千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害防止等のため、千葉県石油コンビナート等防災計画が定められている。

●全国瞬時警報システム（＝●J-ALERT（ジェイ・アラート））

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することを可能とするシステムのこと。

た

●対処基本方針 【事態対処法第9条】

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定され、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村が決定される。

●対処措置 【事態対処法第2条第7号】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

具体的には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられる。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置などがあげられる。

●退避の指示 【法第112条】

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長（必要に応じ、都道府県知事）が、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の住民に対して行う指示をいう。

避難の指示が、国の対策本部長（内閣総理大臣）の避難措置の指示を受けて行われるものであるのに対し、退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市町村長の独自の判断で住民を一時的に退避させるために行われるものである。

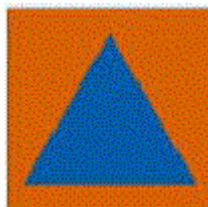
●地域防災計画

災害対策基本法の規定により作成する計画で、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議は市町村防災計画を作成する。自然災害及び大規模事故災害への対処を定めており、国民保護計画が対象とする事象とは異なるが、災害の態様及び対処において類似性があることから、本市においては、千葉市国民保護計画には武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項を定め、千葉市国民保護計画に定めのない事項については千葉市地域防災計画の定め例により対応することとしている。

●特殊標章 【法第158条】

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。

国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。



【特殊標章】

●トリアージ

災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度により傷病者を選別し、治療優先順位を決定することをいう。

は

●避難行動要支援者

市地域防災計画では、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を避難行動要支援者と定義しており、本計画でも同様としている。

●避難住民等

国民保護法においては、避難住民及び被災者のことを指す。

●避難先地域

住民の避難先となる地域のことをいう。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

国の対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示すこととされている。(法第52条第2項第2号)

●避難施設 【法第148条】

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、都道府県知事又は政令指定都市市長があらかじめ指定した施設のことをいう。

●避難所

国民保護法においては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示)の第2条第1号に示されたものをいう。武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、都道府県知事又は政令指定都市市長が、あらかじめ指定した避難施設その他適切な

場所に避難所を開設することとなるが、具体的には公民館や体育館などに開設することが想定される。

●**避難実施要領** 【法第61条】

都道府県知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のことをいう。市町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に通知することとされている。

●**武力攻撃** 【事態対処法第2条第1号】

我が国に対し、外部から、国又は国に準ずる者により、組織的・計画的に行われる武力攻撃をいう。

●**武力攻撃災害** 【法第2条第4項】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいう。

●**武力攻撃事態** 【事態対処法第2条第2号】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

●**武力攻撃事態対処法** (= ●**事態対処法**)

平成15年6月6日に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が成立し、同月13日に施行された。その後、平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称された。

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

●**武力攻撃事態等** 【事態対処法第1条】

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のことをいう。

●**武力攻撃事態等対策本部** 【事態対処法第10条】

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

●**武力攻撃予測事態** 【事態対処法第2条第3号】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

や

●**有事関連三法**（武力攻撃事態関連三法）

- ・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法又は武力攻撃事態対処法）
 - ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
 - ・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
- の3法を指す。

●有事関連七法

武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。具体的には、以下の7法を指す。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

●要配慮者

市地域防災計画においては、「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義しており、本計画も同様としている。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。

なお、千葉市では要配慮者対策を重点的に具体化した千葉市災害時要援護者支援計画を平成22年3月に策定し、その後平成26年7月に同計画を修正し、千葉市災害時要配慮者支援計画とした。

●要避難地域 【法第52条第2項】

住民の避難が必要な地域のことをいう。

国の対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。